

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金管理運営要領

平成27年4月15日

一部改正 平成27年5月7日

一部改正 平成27年10月9日

一部改正 令和3年4月1日

一部改正 令和7年8月8日

第1 趣旨

福島県及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「法」という。）第33条第1項に規定する避難指示・解除区域市町村若しくは特定市町村（市町村には、地方公共団体の組合も含む。以下「避難指示・解除区域市町村等」という。）が、法第34条第3項に規定する帰還・移住等環境整備交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けて基金（以下「帰還・移住等環境整備交付金基金」という。）を造成し、当該帰還・移住等環境整備交付金基金を活用することにより、法第33条第1項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に基づく法第34条第1項に規定する帰還・移住等環境整備交付金事業等（以下「帰還・移住等環境整備事業等」という。）を実施するに当たっては、法、福島復興再生特別措置法施行令（平成24年政令第115号）、福島復興再生特別措置法施行規則（平成24年復興庁令第3号）、法第5条に規定する福島復興再生基本方針、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、福島再生加速化交付金制度要綱（平成26年2月28日付け、府政防第217号・復本第269号・警察庁甲官発第55号・25文科政第89号・厚生労働省発会0228第2号・25食第198号・20140226財地第1号・国官会第2892号・原規監発第1402269号通知。）、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱（平成26年2月28日付け、府政防第218号・復本第270号・25文科政第90号・厚生労働省発会0228第4号・25食第199号・20140226財地第2号・国官会第2893号・原規監発第14022610号。以下「実施要綱」という。）及び実施要綱第4の3に規定する交付担当大臣（以下「交付担当大臣」という。）の定める交付要綱（以下「交付要綱」という。）のほか、この基金管理運営要領の定めるところによるものとする。

第2 運営主体

帰還・移住等環境整備交付金基金の運営主体は、福島県又は避難指示・解除区域市町村等とする。

第3 帰還・移住等環境整備交付金基金の運営

1 帰還・移住等環境整備交付金基金の造成

帰還・移住等環境整備交付金基金は、交付要綱に基づき、国からの交付金を受けて造成するものとする。なお、複数の交付担当大臣から基金造成のための交付金を交付された場合には、同一の基金でこれを受け入れ、交付担当大臣ごとに区分経理するものとする。

2 帰還・移住等環境整備交付金基金の設置方法

帰還・移住等環境整備交付金基金は、その設置目的、額、管理、運用益の処理、処分等について、条例等において定めるものとする。

3 帰還・移住等環境整備交付金基金の運用方法

帰還・移住等環境整備交付金基金の運用については、次の方法によるものとする。

- ① 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ② 金融機関への預金（ただし、預金保険制度の対象となっているものに限る。）
- ③ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

4 帰還・移住等環境整備交付金基金の果実

帰還・移住等環境整備交付金基金の運用によって生じた果実は、帰還・移住等環境整備交付金基金に繰り入れるものとする。

5 帰還・移住等環境整備交付金基金の取崩しの制限

帰還・移住等環境整備交付金基金（4により繰り入れられた果実を含む。）は、帰還・移住等環境整備事業等の実施に要する経費に充てる場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

6 帰還・移住等環境整備交付金基金の額が過大であるとされた場合の取扱い等

福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、帰還・移住等環境整備交付金基金の額が帰還・移住等環境整備交付金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると交付担当大臣が認めた場合は、その額を、交付担当大臣の指示に従い国庫に返還しなければならない。

7 帰還・移住等環境整備交付金基金の残額の取扱い

福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、帰還・移住等環境整備事業等が全て終了したとき又は実施要綱第4の4の計画期間の期限が到来したことその他の事情により基金を廃止したときは、帰還・移住等環境整備交付金基金の残額を国庫に返還しなければならない。

8 帰還・移住等環境整備事業等の事故の報告

福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、帰還・移住等環境整備事業等の遂行が困難になった場合においては、速やかに交付担当大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

9 帰還・移住等環境整備事業等の終了等

(1) 帰還・移住等環境整備事業等の期間は実施要綱第4の4の計画期間の末日までを限度とする。

(2) 交付担当大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、福島県又は避難指示・解除区域市町村等に対して、帰還・移住等環境整備事業等について終了又は変更を命じることができるものとする。

- ① 福島県又は避難指示・解除区域市町村等が、適正化法、適正化法施行令、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく交付担当大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- ② 福島県又は避難指示・解除区域市町村等が、帰還・移住等環境整備交付金基金を帰還・移住等環境整備事業等以外の用途に使用した場合
- ③ 福島県又は避難指示・解除区域市町村等が、帰還・移住等環境整備事業等に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- ④ その他帰還・移住等環境整備事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(3) 交付担当大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合において、福島県又は避難指示・解除区域市町村等に対して、期限を付して、帰還・移住等環境整備交付金基金から支出した金額に相当する金額について、帰還・移

住等環境整備交付金基金に充当することを命ずることができるものとする。

(4) (3)の期限内に帰還・移住等環境整備交付金基金に充当がなされない場合には、交付担当大臣は、福島県又は避難指示・解除区域市町村等に対して、未納に係る額につき、当該未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の帰還・移住等環境整備交付金基金への充当を、併せて命ずるものとする。

(5) 帰還・移住等環境整備交付金基金の解散後において、事業実施者から当該基金設置主体であった福島県又は避難指示・解除区域市町村等に対して返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

10 帰還・移住等環境整備事業等の経理等

(1) 帰還・移住等環境整備交付金基金には、交付金、第3の4の果実、同9(3)の充当額及び同(4)の延滞金以外の資金を繰り入れることができない。また、帰還・移住等環境整備交付金基金は、交付金を交付決定した交付担当大臣ごとに別に経理するものとする。

(2) 福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、帰還・移住等環境整備事業等についての会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。

(3) 福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、(2)の経理を行う場合は、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに帰還・移住等環境整備事業等の完了した日(第3の9による帰還・移住等環境整備事業等の終了を命ぜられた場合を含む。)の属する会計年度の終了後5年間、交付担当大臣の要求があった際に、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、平成26年度以前の予算については、適用しない。

附 則 (平成27年5月7日)

(施行期日)

この要領は、平成27年5月7日から施行する。

附 則（平成27年10月 9 日）

（施行期日）

この要領は、平成27年10月 9 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）

（施行期日）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 8 月 8 日）

（施行期日）

この要領は、令和 7 年 8 月 8 日から施行する。